

環境省サンゴ礁生態系保全行動計画モデル事業

米原海岸利用ルールづくり (沖縄県石垣島)

環境省石垣自然保護官事務所
山本 以智人



米原海岸の概要

- 良好なサンゴ礁が広がる西表石垣国立公園 海域公園地区(2007年8月指定)
- アクセスが良く、手軽にスノーケリングや海水浴を楽しめる海岸
- 年間約40万人が訪れる観光地



モデル事業の経過

- H28 関係機関・事業者への聞き取り
米原海岸利用ルール作り検討会開催
- H29 住民意見交換会
米原海岸利用ルール検討準備協議会設立
- H30 行政部会・安全部会・利用部会の開催
米原海岸利用ルール検討準備協議会開催(2回)
⇒利用ルール案のとりまとめ
- R1 米原海岸利用ルールの試験的運用開始
広報、普及啓発活動(巡視)の実施

モデル事業の経過

- R2 米原海岸利用ルールの本格運用開始
米原海岸利用ルール検討準備協議会開催(2回)

石垣市が事務局となり、「米原海岸利用ルール
推進協議会」を設立(R3年3月予定)



今年度の取組

【経過】

- 7月1日 利用ルール本格運用開始



ルールの周知活動及びアンケート調査の実施
(7月～9月で合計6回)



- 10月28日 第1回準備協議会開催
違法行為発見時の対応フローの整理
- 2月5日 第2回準備協議会開催
米原海岸利用ルール推進協議会（仮）
の立ち上げ検討

利用ルール本格運用開始

米原海岸利用ルール

米原海岸は、多くのサンゴや魚等の生き物が生息しており、西表石垣国立公園に指定されています。しかし、訪れる利用者の増加や不適切な利用により、自然環境の保全や地域住民の生活に影響が出ています。米原海岸の自然環境を保全し、持続的な利用を進めるために、以下のルールにご協力をお願いします。



野生の生き物を捕らないでください。

(サンゴや熱帯魚・シャコガイ等の採取は自然公園法・沖縄県漁業調整規則で規制されています)



サンゴを傷つけないでください。

(サンゴの損傷は自然公園法で規制されています。踏まない・折らないようにしましょう)



野生の生き物に餌を与えないでください。

(餌を与える行為は、魚の行動や生態系のバランスに影響を与えます)



鉈や水中銃を使わないでください。

(沖縄県漁業調整規則で水中銃は禁止されています)



環境に優しい日焼け止めを使いましょう。



遊泳時にはライフジャケットやウェットスーツを着用し、ラッシュガードで身体を守りましょう。

(不慮の事故に備えるとともに危険な生き物との接触を予防しましょう)



荒天時(警報発令時・台風接近時・通過時)の遊泳は非常に危険です!

⚠️ 小さいお子様の事故が増えていますので、お子様には必ず付き添い、目を離さないようにしましょう。
⚠️ 体調不良時や飲酒後は絶対に海に入らないでください。

米原海岸の利用ルール検準準備協議会

環境省、石垣市環境課・観光文化課・施設管理課・消防本部、沖縄県八重山土木事務所、石垣海上保安部、米原公民館、石垣島アウトフィッターユニオン、石垣島米原海岸自然保護協会、WWF ジャパン

お問い合わせ先：環境省 石垣自然保護官事務所 ☎0980-82-4768

English 中文版 한국어 버전



海岸でのたき火や花火はやめましょう。



バーベキューはキャンプ場を利用してください。
(キャンプ場の利用は事前に申請が必要です)



大量の音楽などの騒音は立てないでください。



海岸でタバコは吸わないでください。



利用者が多いときにはドローンを利用しないでください。



砂浜からサンゴのかけらや砂を持ち帰らないでください。
(自然公園法や海洋法などで規制されています)



車・バイクの海岸への乗り入れはやめましょう。

車などは路上駐車せず、駐車場を利用してください。



ゴミは持ち込まず、持ち帰ってください。近隣の住宅地にゴミを置いていかないでください。



着替えは適切な場所で行い、集落内を水着で歩かないでください。

川平湾方面

流れの速い場所があるので、海岸近くに設置されている看板(▼)を確認してください。
売店では、ライフジャケットやスノーケル道具などのレンタルができます。
AED(♥️)を置いている施設には、怪我等の対応出来るスタッフがいる場合があります。

於茂登トンネル方面

利用ルール周知活動

【米原海岸】

- ・ポスターの掲示
(地元売店/キャンプ場/飲食店等)
- ・駐車場でのラミネートの貸し出し



- ## 【バス・レンタカー】
- ・ポスター掲示



- ・石垣市、西表石垣国立公園HPへの掲載
- ・石垣市、関係団体等のSNSで周知

【市街地】

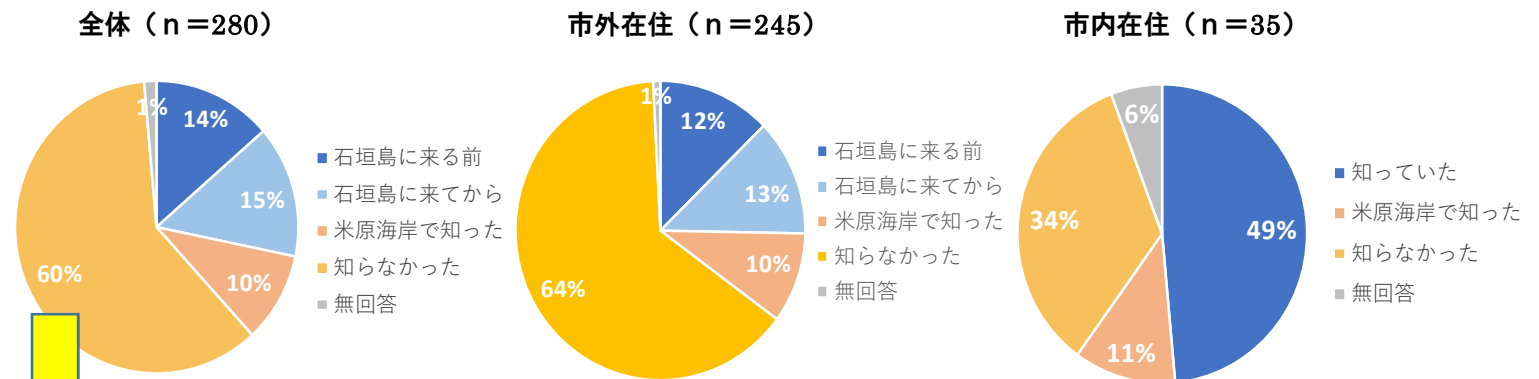
- ・ポスターの掲示
(宿泊施設/公共施設/
スーパー/コンビニ/
ドラッグストア/釣具店)



アンケート調査結果（認知度）

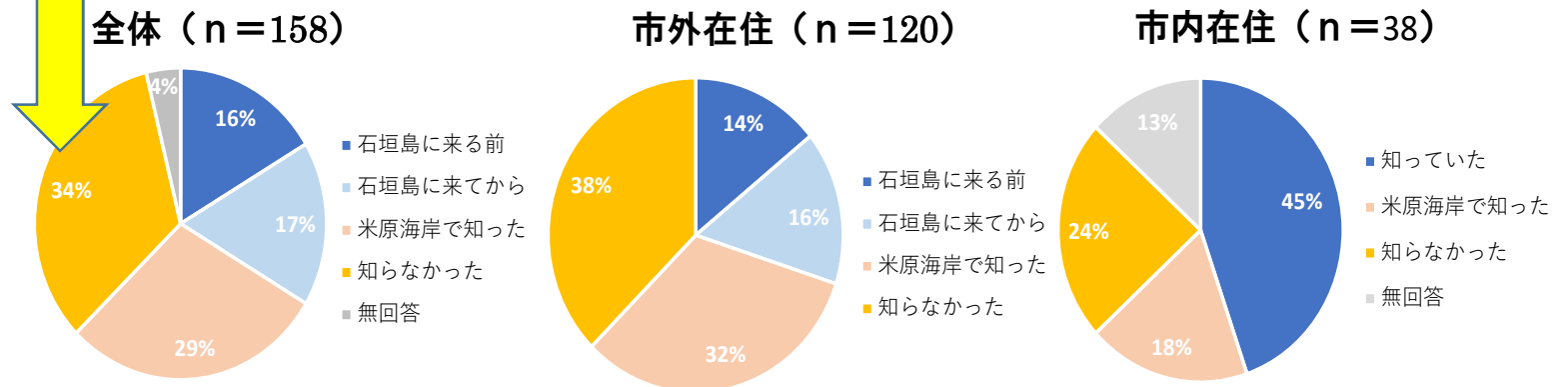
利用ルールを知っていましたか？

R1年度



「知らなかった」の割合が半減

R2年度



アンケート調査結果（意見等）

<サンゴ・環境保全に関する事>

- ・ 魚が4年前より減った。保全を進めてほしい
- ・ 干潮のときは気を付けていてもサンゴを踏んでしまう場合もある
- ・ 一日当たりの入場者の制限をするべき

<安全・安心に関する事>

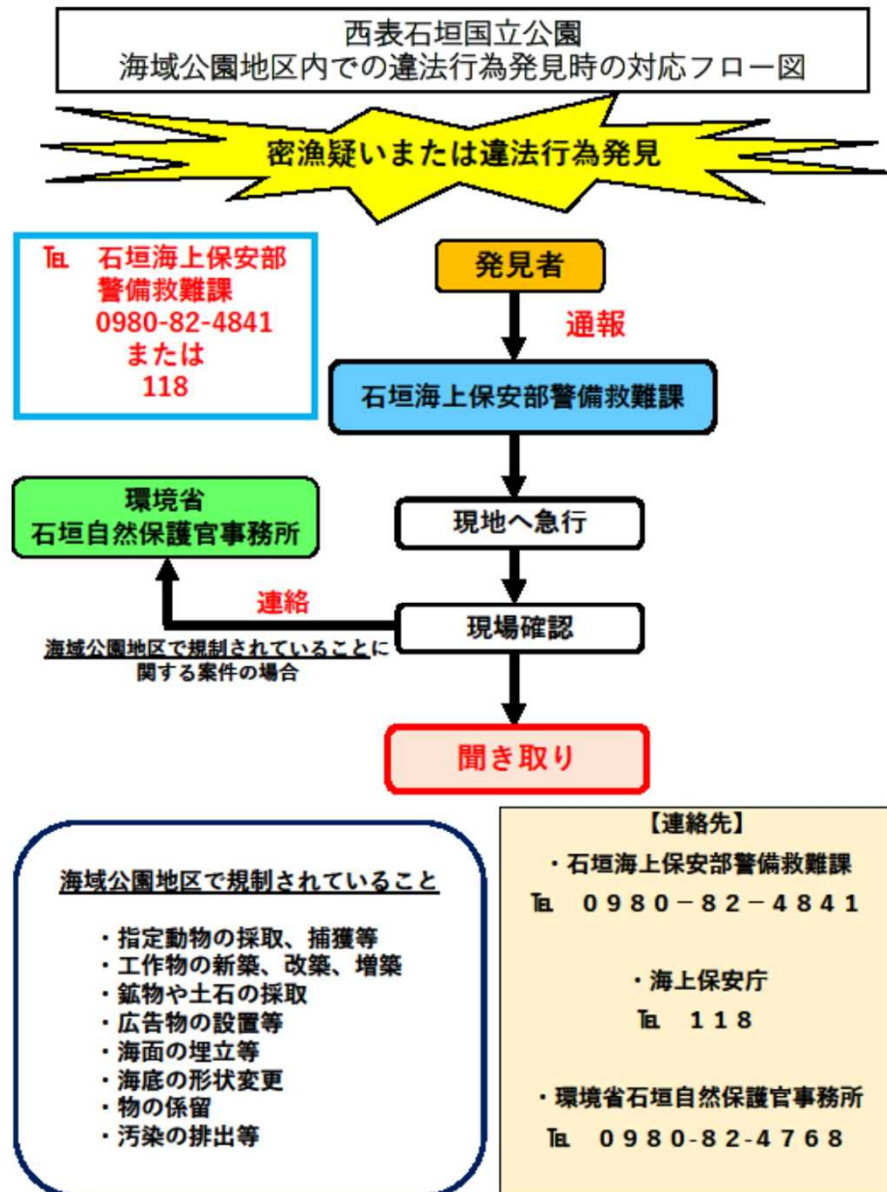
- ・ 釣り観光客がいて不快な思いをした
- ・ リーフがわかりにくいので紐とかあればよい
- ・ ライフガード等、安全管理人を配置してほしい

<ゴミに関する事>

- ・ ごみ、タバコが多い
- ・ ごみを拾って帰るシステムを作ると良い
- ・ ごみ箱の設置と管理をしてほしい

違法行為発見時の対応フローの整理

米原海岸海域公園地区において密猟疑い等の違法事案が確認された場合の対応フローを海上保安庁と連携して整理した。



米原海岸利用ルール推進協議会の立ち上げ

1. 目的

米原海岸における人的要因による環境負荷低減と、安全利用、継続的な運営を図ることを目的とし、米原海岸利用ルール(令和2年7月運用開始)の推進を図る。

2. 活動

(1) 行政関係機関、地域自治会、隣接関係者、商業・観光関連団体との連携促進に関する活動

(2) 観光、レクリエーション等における適正な利用を奨励する活動

(3) 人的要因による自然環境負担軽減に関する活動

会議の開催は毎年3月と10月に開催する。

3. 事務局

石垣市の以下の課が輪番で事務局を担当する。

(1) 自然環境行政を所管する市民保健部環境課

(2) 観光行政を所管する企画部観光文化課

(3) 米原キャンプ場等の施設を所管する建設部施設管理課

今後の課題

- 周知活動・保全活動の継続
 - 内容の充実
 - 役割分担の明確化
- 活動費の確保
 - ふるさと納税制度活用
 - 駐車場等での利用者負担の検討
- 監視員配置の検討
 - 指定海水浴場として監視員配置の検討(石垣市観光課)
 - 機能別消防団の配置の検討(石垣市消防本部)

